令和７年度佐賀県子育て支援員研修業務委託契約書

　佐賀県（以下「甲」という。）と■■■■株式会社（以下「乙」という。）は、令和７年度佐賀県子育て支援員研修業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、別紙仕様書に掲げる令和７年度佐賀県子育て支援員研修業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第２条　委託業務の委託期間は、契約締結日から令和８年３月31日までとする。

（委託料）

第３条　委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金　 円

（うち消費税額及び地方消費税額金　　　　　　　　　　　円）とする。

（契約保証金）

第４条　乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金　　　円を甲に納付しなければならない。

２　前項の契約保証金には利息を付けない。

３　甲は、乙が業務委託契約を全て履行したとき、第１項に定める契約保証金を還付するものとする。

【契約保証金免除の場合】

（契約保証金）

第４条　契約保証金は佐賀県財務規則第115条第３項第□号の規定により免除する。

（委託業務の処理方法）

第５条　乙は、委託業務を別添委託仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第６条　乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託業務の一部について、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

（権利の譲渡等の禁止）

第７条　乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第８条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（業務内容の変更）

第９条　甲は、必要がある場合には、委託内容を変更し、又は一時中断することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（契約不履行の場合の措置）

第１０条　甲は乙の責めに帰する理由により履行期限内に委託業務が完了しないときは、その起源の翌日から遅延日数に応じ、未済部分に対応する金額に対し、年2.5％の割合を乗じて計算した金額を違約金として徴収する。

（実績報告書の提出）

第１１条　乙は、委託業務を完了したときは、直ちに次に掲げる書類を甲に提出しなければならない。

（１） 令和７年度佐賀県子育て支援員研修業務委託実績報告書（様式第１号）

（２）その他甲が必要と認める書類

２　甲は、前項の書類が提出されたときは、その内容を10日以内に検査し、適正に委託業務が完了していると認めたときは、乙にこれを通知するものとする。

（委託料の請求及び支払い）

第１２条　乙は、甲から前条第２項の検査に合格したときは、甲に委託料の請求書を提出するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その日から起算して３０日以内に委託料を乙に支払うものとする。

３　甲は、前項の規定にかかわらず、乙が提出する請求書により、前金払ができるものとする。

４　前２項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、甲は乙に対して年2.5％の割合で遅延利息を支払うものとする。

（契約の解除）

第１３条　甲は、乙がいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

（１）乙の責に帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

（２）乙が契約に違反し、その違反により契約の目的が達成できないと認められるとき。

（３）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア　暴力団 （暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　甲は、前項の規定による契約の解除によって生じる乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

３　第１項の規定により、甲がこの契約を解除した時は、乙はすでに支払われた委託料の全部または一部を返還するものとする。

４　乙は天災その他やむを得ない事由により委託事業の実施が困難になった時は、委託事業中止要請を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部の変更を行うものとする。

（損害賠償）

第１４条　乙は、委託業務の実施において、自己の責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持等）

第１５条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。

２　前項の規定は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

３　乙は、この契約による事務を処理するにあたり、個人情報を取り扱う場合は、別記「個　人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約外の事項）

第１６条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

　この契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

　令和７年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　甲　　佐賀市城内一丁目１番５９号

佐賀県健康福祉部男女参画・こども局

　　　　　　　　　　　　　　　こども未来課長　　千綿　美紀

　　　　　　　　　　　　乙　　■■県■■市■■番地

　　　　　　　　　　　　　　　■■■■株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　■■　■■

個人情報取扱特記事項

（別記）

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第２条第１項で定めるものをいう。以下同じ。））の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の収集）

第３　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第４　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第５　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

２　乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

（事務取扱担当者の明確化）

第６　乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にし、個人情報の管理体制等報告書（別紙１）（以下、「報告書」という。）により甲に報告しなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

２　乙は、前項の報告書の内容に変更があった場合、個人情報の管理体制等変更報告書（別紙２）により甲に報告しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第７　乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の外への持出の禁止）

第８　乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

（再委託の禁止）

第９　乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

２　乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

３　乙は、再委託先の第１項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

４　乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第１０　乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

２　乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

３　乙は、パソコン等に記録された第１項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

４　乙は、第１項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

（事務従事者への周知及び指導監督）

第１１　乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

（１）在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと

（２）前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること

（３）その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

２　乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

（報告及び検査）

第１２　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

（事故発生時の対応）

第１３　乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（指示）

第１４　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第１５　甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

（注）

１「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 個人情報の管理体制等報告書  別紙１  　　年　　月　　日  佐賀県こども未来課長　　　様  住所又は所在地  受託者名　　氏名又は商号  代表者氏名  令和７年度佐賀県子育て支援員研修事業委託に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり報告します。  １ 管理責任体制に関する事項   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 個人情報管理責任者 | （所属・役職） | （氏名） | | 作業責任者 | （所属・役職） | （氏名） |   ２　事務取扱担当者に関する事項   |  |  | | --- | --- | | 部　署　名 |  | | 事　務　名  （事務担当者） |  |   ※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。  ３ 個人情報の保管、管理に関する事項   |  |  | | --- | --- | | 作業場所 |  | | 保管場所及び保管方法 |  | | 盗難、紛失等の  事故防止措置等 | （具体的に記入すること） | |
| 個人情報の管理体制等変更報告書  別紙２  別紙１  　　年　　月　　日  佐賀県こども未来課長　　　様  住所又は所在地  受託者名　　氏名又は商号  代表者氏名  令和７年度佐賀県子育て支援員研修事業委託に関する個人情報の管理体制等について、下記のとおり変更しましたので報告します。  １ 管理責任体制に関する事項   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 個人情報管理責任者 | （所属・役職） | （氏名） | | 作業責任者 | （所属・役職） | （氏名） |   ２　事務取扱担当者に関する事項   |  |  | | --- | --- | | 部　署　名 |  | | 事　務　名  （事務担当者） |  |   ※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。  ３ 個人情報の保管、管理に関する事項   |  |  | | --- | --- | | 作業場所 |  | | 保管場所及び保管方法 |  | | 盗難、紛失等の  事故防止措置等 | （具体的に記入すること） | |

様式第１号

令和　　年　　月　　日

　佐賀県健康福祉部男女参画・こども局こども未来課長　　様

　　　　　　　　　　　　（受託者）　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　団 体 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

令和７年度佐賀県子育て支援員研修業務委託実績報告書

　このことについて、下記のとおり事業を実施しましたので関係書類を添えて報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　事業実施の概要（別紙１）

２　事業完了年月日　　　　令和　　年　　月　　日

（別紙１）

事　業　実　施　の　概　要

１　事業の成果

２．事業の実施に関する事項

（１）子育て支援員研修の開催実績

|  |  |
| --- | --- |
| 研修科目名 |  |
| 開催日時 | 令和　　年　　月　　日（　）　　時　　分　　～　　時　　分 |
| 開催場所 |  |
| 講師名・所属 |  |
| 参加者数 |  |
| 研修内容、  効果・成果、  課題等 |  |
| 研修科目名 |  |
| 開催日時 | 令和　　年　　月　　日（　）　　時　　分　　～　　時　　分 |
| 開催場所 |  |
| 講師名・所属 |  |
| 参加者数 |  |
| 研修内容、  効果・成果、  課題等 |  |
| 研修科目名 |  |
| 開催日時 | 令和　　年　　月　　日（　）　　時　　分　　～　　時　　分 |
| 開催場所 |  |
| 講師名・所属 |  |
| 参加者数 |  |
| 研修内容、  効果・成果、  課題等 |  |

　　※以下、表を追加して記載すること。

※研修内容（プログラム等）が分かる資料や写真を添付すること